

16 看護

(1) 改訂のねらい

少子高齢化の進行，入院期間の短縮，在宅医療の拡大などを踏まえ，看護を通して，地域や社会の保健医療福祉を支え，人々の健康の保持増進に寄与する専門性の高い看護判断能力と安全で確実な看護技術の提供及び豊かな人間性が求められている。このような看護実践能力の育成を図る看護基礎教育の在り方については検討が進められ，平成30年3月に学習指導要領改定，また，保健師助産師看護師学校養成所指定規則が改正，新しいカリキュラムでの看護教育が令和4年度から実施予定であり，学習内容の改善・充実が図られている。

高等学校の看護に関する学科における教育が，准看護師や看護師の養成を目的の一つとして，これらの看護職に求められる能力や人間性を身に付けた人材を育成するための教育内容の充実が必要である。

今回の改訂では，このような課題に適切に対応する観点から，(1)療養場の多様化に伴うリスクマネジメント及び多職種連携を含めた専門性の高い看護実践力の育成への対応，(2)看護に求められる倫理的課題の多様化への対応，(3)地域や社会のグローバル化への対応などから，科目の名称変更，新設を含めた再構成，内容の見直しなどの改善が図られている。

(2) 科目編成

ア 科目編成と標準単位数は次のとおりである。

科 目 (標準単位数)	科 目 (標準単位数)
基礎看護 (2～11)	母性看護 (2～4)
人体の構造と機能 (2～8)	精神看護 (2～4)
疾病の成り立ちと回復の促進 (2～7)	在宅看護 (2～4)
健康支援と社会保障制度 (2～7)	看護の統合と実践 (2～4)
成人看護 (2～6)	看護臨地実習 (2～21)
老年看護 (2～4)	看護情報 (2～4)
小児看護 (2～4)	

イ 科目の構成については，改訂前と同じ13科目である。看護に関する専門分野の学習の基礎となる科目について，「人体と看護」を「人体の構造と機能」に，「疾病と看護」を「疾病の成り立ちと回復の促進」に，「生活と看護」を「健康支援と社会保障制度」に変更した。また，「看護情報活用」については，看護の実践に必要な情報と情報技術に関する資質・能力の育成について内容を充実し，「看護情報」と変更した。このうち，看護に関する学科においては，「基礎看護」及び「看護臨地実習」の2科目は原則として全ての生徒に履修させることとしている。

(3) 科目の内容

ア 「基礎看護」

看護の実践の基盤となる資質・能力を育成することを目標としており，看護の基礎的・基本的な科目として低学年で履修させ，常によりよい看護を目指して自ら向上しようとする積極的な学習への動機付けとする科目である。科目名・目標は従前どおりであるが，教育内容を充実するため，内容の改善が図られた。

イ 「人体の構造と機能」，「疾病の成り立ちと回復の促進」，「健康支援と社会保障制度」

看護科に属する他の科目との関連を踏まえて 教育内容の充実に合わせて科目の名称を変更した。

ウ 「成人看護」、「老年看護」

「看護臨地実習」における対象の様々な状態や社会状況に対応するために、それぞれの専門領域における教育内容の充実が図られた。

エ 「小児看護」「母性看護」

社会の変化への対応として、それぞれの分野の専門性に応じて、倫理的課題を踏まえた教育内容の充実が図られた。

オ 「精神看護」、「在宅看護」

「看護臨地実習」における社会への変化に対応するために、それぞれの専門領域における教育内容の充実が図られた。

カ 「看護の統合と実践」

看護に関する各科目で学習した内容を臨地で活用できるように統合するために、看護におけるマネジメントなど教育内容の充実が図られた。

キ 「看護臨地実習」

看護科に属する各科目において育成した資質・能力を統合して活用することにより、基本的な看護実践力を身に付けるとともに、看護科に属する全ての科目を関連付け、統合化を図り、社会の変化に対応するために、保健医療福祉施設での実習を位置付けるなど充実された。

ク 「看護情報」

看護実践に必要な情報と情報技術を理解して適切に活用し、看護における課題の解決を効果的に行う資質・能力を育成し、看護における情報の活用と管理など、教育内容の充実に合わせて科目の名称を変更した。

(4) Q & A

Q 1 教科の目標について、改善点はあるか。

教科の目標については、看護教育としての基本的なねらいに変更はないが、教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの事項から構成されている。

- 1 看護について体系的・系統的に理解させ、関連する技術を習得すること。
- 2 看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ、思考判断、表現する力を育てること。
- 3 人々の健康増進に主体的に取り組む能力や態度を育てること。

Q 2 「看護の見方・考え方」とは何か。

健康に関する事象を当事者の考えや状況、疾病や障害とその治療等が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な看護と関連付けることを意味している。

Q 3 各科目の履修や指導計画の作成に当たっての配慮事項は何か。

- 1 看護に関する各学科においては、「基礎看護」及び「看護臨地実習」を原則として全ての生徒に履修させなければならない。
- 2 看護に関する各学科においては、療養の場の多様化、多職種連携、地域や社会のグローバル化等に対応した専門性の高い看護実践能力をもつ人材の育成を目指して、課題探究能力や問題解決能力の育成を重視した実験・実習を充実することが必要であり、看護に関する科目

の配当時間の合計の10分の5以上を実験・実習に当てなければならない。

- 3 地域や保健医療福祉機関・産業界との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めることが望ましい。

Q 4 看護に関する各学科において、教育課程を編成・実施する上での留意点は何か。

看護師学校又は、准看護師学校の指定を受けている学科や資格取得を目的としない学科もあるので、各科目の内容の構成及びその取扱いに当たっては、地域の実態や学科の特色に応じた適切な教育課程を編成・実施する必要がある。

Q 5 看護に関する各学科では、総合的な探究の時間はどのように履修すればいいか。また、専門科目による必修教科・科目の代替は可能か。

総合的な探究の時間の履修により、「看護臨地実習」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって「看護臨地実習」の履修の一部又は全部に替えることができる。また、「看護臨地実習」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。ただし、相互の代替が認められるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、相互の目標、内容等からみて、満足できる成果を期待できる場合であり、自動的に代替が認められるものではない。

また、専門科目による必修教科・科目の代替については、同様の成果が期待できる場合において、その専門教科・科目の履修をもって必修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。なお、「看護情報」の履修により「情報Ⅰ」の履修に代替することも可能であるが、全部代替する場合、「看護情報」の履修単位数は、2単位以上必要である。

Q 6 各科目の指導に当たっての配慮事項は何か。

- 1 看護の学習指導においても、看護の各科目における言語活動との関わりの中で効果的に指導を図っていくことが望ましい。
- 2 コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにすることが望ましい。
- 3 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止などの指導を徹底し、安全と衛生に十分留意しなければならない。

Q 7 障害のある生徒などへの指導についての配慮事項は何か。

障害のある生徒などの指導に当たっては、個々の生徒の困難さに応じた指導内容や指導方法を工夫する。また、個別の指導計画を作成し、必要な配慮事項を他教科等の担任と共有したり、翌年度の担任等に引き継いだりすることが望ましい。